○北しりべし廃棄物処理広域連合職員の任免等の発令に関する訓令

制　　定　平成14年　8月　2日訓令第９号
最近改正　令和　6年12月25日訓令第５号

（趣旨）

第１条　一般職に属する職員（以下「職員」という。）の任免等の発令については、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第２条　この訓令において「任免等」とは、採用、配置換、役職換、兼務、兼務解除、事務取扱、事務取扱解除、事務代理、事務代理解除、併任、併任解除、併職、併職解除、昇給、昇格、降格、休職、復職、育児休業、降任、戒告、減給、停職、免職、失職及び任用解除をいう。

２　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　派遣　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２５２条の１７の規定による派遣をいう。

⑵　採用　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第１５条の２第１項第１号に規定する採用（派遣を受けて職員に任命する場合を含む。）をいう。

⑶　役付の職　北しりべし廃棄物処理広域連合職員給与条例施行規則（平成２１年北しりべし廃棄物処理広域連合規則第６号）第３条の規定によりその例によることとされる小樽市職員給与条例昭和４６年小樽市条例第３号）別表第３号１⑴の部分３級の項から８級の項までに掲げる職をいう。

⑷　役付職員　役付の職に就いている職員をいう。

⑸　自治法等の職　地方自治法その他の法令等の定めるところにより発令を要する職をいう。

⑹　配置換　役付職員以外の職員又は主任である職員の担当する職務を換えることをいう。

⑺　役職換　現に就いている役付の職を他の役付の職に換えること（役付職員以外の職員を役付職員とし、及び役付職員を役付職員以外の職員とする場合を含み、降任を除く。）をいう。

⑻　兼務　現に就いている役付の職のまま、他の役付の職を兼ねさせることをいう。

⑼　事務取扱　役付職員に対し、当該役付の職より下位の役付の職（主任を除く。）の職務を一時的に代行させることをいう。

⑽　事務代理　役付職員に対し、当該役付の職より上位の役付の職の職務を一時的に代行させることをいう。

⑾　関係市町村　北しりべし廃棄物処理広域連合規約第２条に規定する関係市町村をいう。

⑿　併任　広域連合の他の任命権者に属する機関の職員又は関係市町村の職員を、その身分のまま、職員に任命することをいう。

⒀　併職　現に就いている職のまま、自治法等の職を兼ねさせることをいう。

⒁　昇給　現に受けている号棒を、同一の職務の級の中で上位の号棒に変更することをいう。

⒂　昇格　職務の級を上位の級に変更することをいう。

⒃　降格　職務の級を下位の級に変更することをいう。

⒄　休職　法第２８条第２項の規定により、職員としての身分を保有させたまま職務に従事させないことをいう。

⒅　復職　休職中の職員を職務に復帰させることをいう。

⒆　育児休業　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）の規定による育児休業をいう。

⒇　降任　法第２８条の規定により、役付の職を下位の役付の職とし、又は役付職員を役付職員以外の職員とすることをいう。

(21)　戒告　法第２９条の規定により、職員の責任を確認し、その将来を戒めることをいう。

㉒　減給　法第２９条の規定により、職員の給料月額を変えることなくその支給額を減額することをいう。
㉓　停職　法第２９条の規定により、職員としての身分を保有させたまま職務に従事させないことをいう。
㉔　免職　法第２８条第１項又は法第２９条の規定により、その意に反して職員としての身分を失わせることをいう。
㉕　失職　法第２８条第４項の規定により、職員としての身分を失うことをいう。
㉖　任用解除　派遣をした地方公共団体から当該派遣を解除されたことにより、職員としての身分を失わせることをいう。

（辞令書の交付等）

第３条　職員の任免等を発令した場合は、当該職員に対し、辞令書（様式）を交付する。ただし、別に定めるところにより発令があったとみなされた場合その他特別の事情がある場合は、辞令書の交付を省略し、又は他の文書をもって辞令書に代えることができる。

（発令事項）

第４条　辞令書の「発令事項」欄は、任免等の種類に応じ、別表に定めるところにより記載する。

（発令の効果）

第５条　職員に配置換又は役職換の発令をした場合は、当該職員に係る従前のこれらの発令は、それぞれの効力を失う。ただし、担当する職務を換えないで主任に役職換をした場合における当該職員に係る従前の配置換の発令及び主任である職員の配置換をした場合における当該職員に係る従前の役職換の発令は、その効力を有する。

２　職員に降任の発令をした場合は、当該職員に係る従前の役職換の発令は、その効力を失う。

附　則

この訓令は、平成１４年８月２日から施行する。

附　則（平 15．２．12 訓令１）

この訓令は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平 16．３．26 訓令２）

この訓令は、平成１６年３月２６日から施行する。

附　則（平 19．３．30 訓令４）

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年４月１日から施行する。

（発令の特例）

２　この訓令の施行の日前において、北しりべし廃棄物処理広域連合事務吏員又は北しりべし廃棄物処理広域連合技術吏員に任ぜられた職員は、同日をもって北しりべし廃棄物処理広域連合職員に任ぜられたものとみなす。

附　則（平 21．10．30 訓令２）

この訓令は、平成２１年１０月３０日から施行する。

附　則（令和３．３．３訓令３）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５．３．30 訓令１）

（施行期日）

１　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

２　改正前の別表２０の部の規定は、北しりべし廃棄物処理広域連合職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和５年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第３号）附則第２条第４項に規定する暫定再任用職員に関する規定として、なおその効力を有する。

附　則（令和５．６．26 訓令５）

この訓令は、令和５年６月２６日から施行する。

附　則（令和６．12．25 訓令５）

（施行期日）

１　この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

任免等の種類	区　　分	発　　令　　事　　項
1　採用	⑴　役付職員として採用する場合	北しりべし廃棄物処理広域連合職員に任ずる 広域連合事務局○○担当主幹を命ずる 給料表○○級○○号棒を給する
		北しりべし廃棄物処理広域連合職員に任ずる 主任を命ずる 広域連合事務局○○担当職員を命ずる 給料表○○級○○号棒を給する
	⑵　役付職員以外の職員として採用する場合	北しりべし廃棄物処理広域連合職員に任ずる 主事を命ずる 広域連合事務局○○担当職員を命ずる 給料表○○級○○号棒を給する
2　配置換		広域連合事務局○○担当職員を命ずる
3　役職換	⑴　主任に役職換をする場合	主任を命ずる 給料表○○級○○号俸を給する
	⑵　その他の場合	広域連合事務局○○担当主幹を命ずる 給料表○○級○○号棒を給する ※　給料に異動を生じない場合は、給料の発令は不要とする。
4　兼務及び兼務解除		広域連合事務局○○担当主幹兼務を命ずる
		広域連合事務局○○担当主幹兼務を解く
5　事務取扱及び事務取扱解除		広域連合事務局○○担当主幹事務取扱を命ずる
		広域連合事務局○○担当主幹事務取扱を解く
6　事務代理及び事務代理解除		広域連合事務局長事務代理を命ずる
		広域連合事務局長事務代理を解く
7　併任及び併任解除		北しりべし廃棄物処理広域連合職員に併任する 北しりべし廃棄物処理広域連合物品分任出納員を命ずる
		北しりべし廃棄物処理広域連合職員に併任する 北しりべし廃棄物処理広域連合出納員を命ずる 会計課長を命ずる／会計課○○係長を命ずる／会計課○○係勤務を命ずる
		北しりべし廃棄物処理広域連合職員に併任する 北しりべし廃棄物処理広域連合会計職員及び会計課○○係勤務を命ずる
		北しりべし廃棄物処理広域連合職員併任を解く
8　併職及び併職解除		北しりべし廃棄物処理広域連合物品出納員を命ずる
		北しりべし廃棄物処理広域連合物品分任出納員を命ずる

		北しりべし廃棄物処理広域連合出納員を命ずる
		北しりべし廃棄物処理広域連合物品出納員を解く
		北しりべし廃棄物処理広域連合物品分任出納員を解く
		北しりべし廃棄物処理広域連合出納員を解く
9　昇給、昇格及び降格		給料表○○級○○号棒を給する
10　休職		地方公務員法第２８条第２項第○号の規定により休職を命ずる
11　復職		復職を命ずる
12　育児休業	⑴　育児休業を承認する場合	育児休業を承認する 育児休業の期間は○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする
	⑵　休業期間を延長する場合	育児休業期間を○○年○○月○○日まで延長することを承認する
	⑶　当該育児休業に係る子以外の子に係る休業を承認する場合	育児休業を取り消し、○○年○○月○○日付けで請求のあった育児休業を承認する 育児休業の期間は○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする
13　降任	⑴　法２８条第１項の場合	地方公務員法第２８条第１項第○号の規定により降任する 広域連合事務局○○担当主査を命ずる ○○給料表○○級○○号俸を給する ※　給料に異動を生じない場合は、給料の発令は不要とする。
	⑵　法２８条の２の場合	広域連合事務局○○担当主査を命ずる ※　給料については、別途通知する。
14　戒告		地方公務員法第２９条第１項第○号の規定により戒告する
15　減給		地方公務員法第２９条第１項第○号の規定により○○年○○月○○日以降○箇月間（○日間）給料月額の○○分の１を減給する
16　停職		地方公務員法第２９条第１項第○号の規定により○○年○○月○○日以降○箇月間（○日間）停職する
17　免職		地方公務員法第○条第○項第○号の規定により免職する
18　失職		地方公務員法第１６条第○号の規定に該当し失職した
19　任用解除		○○年○○月○○日をもって北しりべし廃棄物処理広域連合職員を解く

備考　発令事項の欄中「広域連合事務局○○担当主幹」、「広域連合事務局○○担当主査」、「広域連合事務局○○担当職員」とあるのは、当該職員に該当する職名を表記するものとする。

様式（第３条関係）

（氏名）
（発令事項）   年　　月　　日 北しりべし廃棄物処理広域連合長　　印